

# 川崎市立大師中学校 いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 学校運営計画

### <川崎市教育振興計画 かわさき教育プラン>

#### 【基本理念】

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

#### 【基本目標】

**自主・自立**：変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

**共生・協働**：個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高めあえる社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

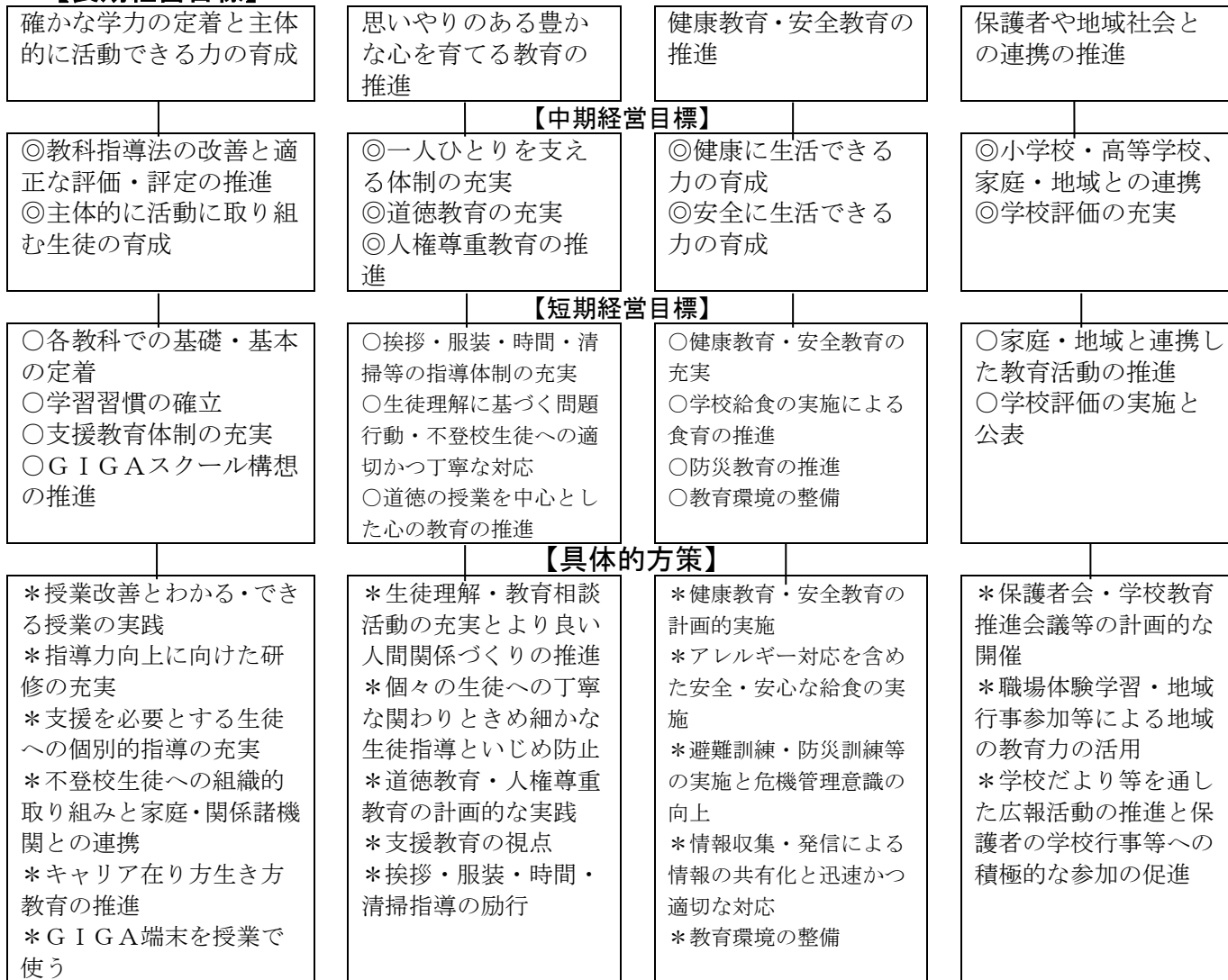
#### 【学校教育目標】

- ・責任を重んじ着実に仕事を続ける人
- ・正しい判断のもと自律的行動のできる人
- ・情操豊かな社会性に富んだ人
- ・健康で自主的生活のできる人
- ・愛情と感謝の心の持ち主

#### 【学校経営方針】

- 生徒の健全な成長を支援し、確かな学力と豊かな心を確実に育成する学校
- 地域に根ざし、保護者・教職員が一体となり、生徒に達成感や感動を与えられる学校

#### 【長期経営目標】



#### 【具体的方策】

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身が「自浄力」を身に付けさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校内のいじめに関する情報の集約と共有を目的に校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者等・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた生徒への支援

- ・もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた生徒への指導

- ・よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ・いじめた行為そのものが、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の生徒への指導

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- ・いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- ・いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこととは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、各学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター  
養護教諭、部活動顧問責任者スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ 校 長 ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ 生徒指導担当 ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教務主任・生徒指導担当 ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（ 生徒指導担当 ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 道徳主任 ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（ 生徒指導担当、教 頭 ）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ 生徒指導担当 ）  
1年・・・・・・・・（ 学年主任 ）      2年・・・・・・・・（ 学年主任 ）  
3年・・・・・・・・（ 学年主任 ）

- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（SC、生徒指導担当）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当、養護教諭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・（生徒会担当、生徒指導担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当、校外担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・適応指導教室（ゆうゆう広場）との連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・通級指導教室みゆきとの連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生徒指導の基本的な考え方」の確認 いじめ、暴力等についての未然防止、早期発見・早期対応等について</li> <li>・年間計画確認、構成員の確認、役割分担</li> <li>・スクールカウンセラーとの連携の基本方針の確認</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組みについて</li> <li>・2・3年生の生徒の情報交換会</li> <li>・地域巡回・家庭訪問における情報交換と共有（毎月20日に地域パトロールを実施）</li> <li>・第1回生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回生活アンケートの実施・集約</li> <li>・教育相談計画</li> <li>・携帯電話教室の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケートをもとにした教育相談の実施</li> <li>・【児童生徒指導点検強化月間】の取組み 生徒会本部役員による登校時の声かけ運動</li> <li>・1年生の生徒の情報交換会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・夏休みの諸注意作成</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み中の生徒の状況報告と共有 いじめ防止対策に関する研修会</li> <li>・第2回生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・OJT研修「支援教育」 ・職員研修「生徒指導と支援教育」</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回生活アンケートの実施・集約</li> <li>・教育相談計画</li> <li>・生活アンケートをもとにした教育相談の実施</li> <li>・前期の反省とまとめ</li> <li>・後期の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談計画</li> <li>・いじめ防止ポスター作成</li> </ul>

1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司との連絡協議会における情報交換と共有</li> <li>・いじめ防止ポスター掲示</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み期間中の対応確認、諸注意作成</li> <li>・第3回生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回生活アンケートの実施・集約</li> <li>・教育相談計画</li> <li>・生活アンケートをもとにした教育相談の実施</li> <li>・冬休み中の生徒の状況報告と共有</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活委員会による「いじめ・暴力撲滅キャンペーン」の実施</li> <li>・【学校体制ふり返り月間】の取り組み</li> <li>職員会議での各学年の指導経過と今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度へ向けての「生徒指導の基本的な考え方」の見直し</li> </ul>

※年間を通じた職員会議における情報交換と共有，主任会での情報交換と共有，朝の打ち合わせによる情報共有，職員による登下校指導，見守り巡回，スクールカウンセラーとの情報交換  
生活委員会による、「朝のあいさつ運動」

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### I 生徒の自主的な取組

#### 1 自主的な企画・運営

- (1) 朝会，生徒集会での呼びかけや活動報告
- (2) 生徒会本部役員によるレクリエーションの企画・実施
- (3) 自主的なあいさつ運動（正門、昇降口、踊り場など）
- (4) 学級プログラム委員会、学級会、班長会による話し合い活動

#### 2 交流活動の活性化

- (1) 縦割りブロックによる活動（体育祭，合唱コンクール等）
- (2) 美化委員会による朝の清掃活動
- (3) 生活委員会による朝のあいさつ運動
- (4) 小中連携活動（小6による部活動体験交流と，小学校行事への吹奏楽部の参加交流）

#### 3. 啓発活動

- (1) 「いじめ・暴力撲滅キャンペーン」
- (2) 全校生徒による「いじめ・暴力撲滅」ポスター作成
- (3) 年間テーマ掲示

### II 保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA 校外委員による見守り活動（体育祭、地域行事等）
- ・PTA 環境保健委員による緑化活動

### III 地域住民の取組

- ・保護司、民生委員との情報交換会